４　将来原価方式対象機能の実績原価方式を用いて算定する接続料（以下「精算接続料」という。）は、専ら第十七条第四項の規定による精算に用いるものとする。

５　第四条第一項の表一の項口に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料は、実績原価方式に基づき設定するものとする。

６　第四条第一項の表一の項口に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤は、前章の規定にかかわらず、次に掲げる方法により算定することができる。この場合において、第二条第二項第三号の規定の適用については、「法第三十四条第六項の規定により整理された会計（以下「二種接続会計」という。）及び通信量等」とあるのは、「ＳＩＭカードの調達費用、ＳＩＭカードの管理及び他事業者への提供に要する費用、法第三十四条第六項の規定により整理された会計（以下「二種接続会計」という。）及び通信量等」とする。

［一　略］

二　接続料の利潤は、次に掲げる式により計算した運転資本に、第四条第一項の表一の項口に掲げる機能の同条第二項第一号に掲げる部分の実績原価方式による接続料の算定に用いた利潤を当該算定に係るレートベースで除したものを乗じたものとする。

［比較表］

７　［略］

（番号ポータビリティ転送機能の接続料）

**第十四条**　第四条第一項の表一の項ハに掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として、実績原価方式に基づき設定するものとする。

（ショートメッセージ伝送交換機能の接続料）

**第十五条**　第四条第一項の表一の項ニに掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として、実績原価方式に基づき設定するものとする。

**第十六条**　［略］

２　前項の承認を受けた二以上の事業者のうち同項の一の事業者に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---|---|---|
| ［略］ | | |
| 第六条第二項 | 貸借対照表（ | 自らの貸借対照表（ |
| ［略］ | ［略］ | |
| ［略］ | | |
| 第十三条第六項第二号 | ［略］ | |

［３　略］

**第十七条**　［略］

２　事業者は、前項の規定に基づき接続料（将来原価方式対象機能に係るものを除く。以下この項において同じ。）を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、法定機能ごとに、接続料の変更前後の差額に当該法定機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該接続料の原価及び利潤の算定に当たり基礎となる二種接続会計の事業年度（以下「基礎事業年度」と

［新設］

［新設］

２　第四条第一項の表一の項口に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分に係る接続料の原価及び利潤は、次の各号に定める方法により算定することができる。この場合において、当該接続料の原価及び利潤については、前章の規定は適用しない。

［一　同上］

二　接続料の利潤は、次に掲げる式により計算した運転資本に、前項第一号の接続料の算定における利潤を当該算定に係るレートベースで除したものを乗じたものとする。

［比較表］

３　［同上］

（番号ポータビリティ転送機能の接続料）

**第十四条**　第四条第一項の表一の項ハに掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

（ショートメッセージ伝送交換機能の接続料）

**第十五条**　第四条第一項の表一の項ニに掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

**第十六条**　［同上］

２　［同上］

| | | |
|---|---|---|
| ［同上］ | | |
| 第六条第二項 | 係る貸借対照表 | 係る自らの貸借対照表 |
| ［同上］ | ［同上］ | |
| ［同上］ | | |
| 第十三条第二項第二号 | ［同上］ | |

［３　同上］

**第十七条**　［同上］

２　事業者は、前項の規定に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、法定機能ごとに、当該法定機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の算定期間より前であるものにより定めた接続料の変更前後の差額に当該法定機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業